

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和3年9月16日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時59分 散会

付託事件

議案第78号, 議案第81号, 議案第87号中第1表中歳出中第7款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第78号 水戸市森林公園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第81号 水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算(第5号)中第1表中歳出中第7款(商工費)

2 出席委員(7名)

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	小泉康二君	委員	渡辺政明君
委員	内藤丈男君	委員	五十嵐博君
委員	安藏栄君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	鈴木吉昭君	産業経済部参	川崎幹男君
産業経済部参事兼商工課長	長谷川昌人君	産業経済部技監兼農政課長	深澤和広君
観光課長	小林一仁君	農産振興課長	後藤俊之君
公設地方卸売市場長	宮田正一君		
消防局長	小泉直紀君	消防次長	大内康弘君
消防総務課長	猿田純夫君		

6 事務局職員出席者

書記	大内しおり君	書記	島田祐輔君
----	--------	----	-------

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は最小限にとどめることとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表（1）のとおり、議案第78号ほか2件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず、執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、執行部から補正予算関係資料の提出を受けておりますので、御了承願います。

初めに、議案第78号 水戸市森林公園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。
深澤技監兼農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 それでは、議案書①の3ページをお開き願います。

市議会議案第78号 水戸市森林公園条例の一部を改正する条例につきましては、農政課提出の資料に基づき御説明をいたします。農政課提出の資料を御覧ください。

1の改正理由でございますが、森林公園自然環境活用センターの集会室について、施設の有効利用及び森林公園とその周辺地区における魅力の向上に向け、民間活力の導入を図るため、当該集会室を廃止し、あわせて関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、森林公園の有料施設から自然環境活用センターの集会室を削除するものでございます。

3の施行期日は、令和4年1月1日でございます。

2ページをお開きください。

こちらは、新旧対照表となっております。表の左側が現行、右側が改正案、網かけ部分が改正箇所でございます。2ページは全て文言の整理でございます。

3ページを御覧ください。

別表の一番下の行、網かけ部分が主な改正内容として御説明をいたしました、自然環境活用センター集会室の削除に係る部分でございます。

4ページを御覧ください。

こちらは、参照条文となっております。

5ページを御覧ください。

こちらは、自然環境活用センターの位置図でございます。図の上部の吹き出しで記載のある建物が、自然環境活用センターでございます。位置といたしましては、森のシェーブル館の入り口から見て駐車場と広場を挟んだ正面になります。

6ページを御覧ください。

こちらは、自然環境活用センターの平面図となっております。太枠で囲んだ部分が集会室でございます。現状は和室となっておりますが、施設の老朽化などから、ここ数年の利用申請件数は年1回程度と、ほとんど利用がございません。このため、一般の来園者が利用できる有料施設としては廃止し、今後は森林公園とその周辺地区の魅力づくりに資する事業を計画する民間事業者を年内にも公募し、長期に貸付けをしてまいりたいと考えております。

7ページを御覧ください。

こちらは、自然環境活用センターの外観と、建物の入り口から正面のホールを見た写真となります。位置関係といたしまして、ホールの右手が集会室、左手が研修室となります。机が並んでおりますのは、研修室で行っている陶芸教室について、コロナ禍での密を避けるため、ホールも活用して行っているものでございます。

8ページを御覧ください。

こちらは、ホールから見た集会室の入り口部分と、集会室の内部の様子になります。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、議案第81号 水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

宮田公設地方卸売市場長。

○**宮田公設地方卸売市場長** 議案書①の9ページを御願願います。

市議会議案第81号 水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例につきまして、公設地方卸売市場提出の市議会議案第81号参考資料により御説明させていただきます。

1の改正理由でございますが、新たに整備した青果荷さばき所につきまして、使用料を設定するため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容につきましては、市場施設の使用料に青果荷さばき所施設使用料に関する規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年10月1日とするものでございます。

2ページ以降に新旧対照表、配置図、立面図、現況写真を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第7款（商工費）について、執行部から説明願います。

長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** それでは、議案書①の21ページをお開き願います。

市議会議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中産業消防委員会所管分について、

御説明いたします。

内容につきましては、議案書②令和3年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。

ページ上段の第7款1項商工費につきましては、2目商工業振興費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少が続く市内事業者に対し交付する事業継続特別対策支援金（第2次）といたしまして、3億円を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付しております商工課提出の産業消防委員会資料に基づきまして御説明いたします。

事業継続特別対策支援金（第2次）につきましては、売上の落ち込みが続く事業者に対し、事業継続を支援するものでありまして、本年1月から6月までを対象に行っていた第1次支援金の第2弾として実施するものです。

2の対象者といたしましては、令和3年7月から9月のいずれかの1か月の売上げが、前年または前々年同月比で50%以上減少した法人及び個人事業主とするものでございます。

3の給付額につきましては、法人20万円、個人事業主10万円としております。ただし、1か月の売上げの比較において、減少額が給付額に満たない場合は、売上げ減少額を給付額とするものでございます。また、茨城県の営業時間短縮要請に応じ、協力金の支給を受けた飲食店等には、加算金として一律10万円を上乗せすることとしております。

4の事業費につきましては、全体で4億円を見込んでおりまして、うち3億円が今回の補正額となります。第1次支援金の実績が約4億円であったことから、第2次支援金も同程度を見込み、第1次の支援金の執行残額1億円とあわせ、3億円の増額補正を行うものであります。

したがって、第1次と今回の第2次をあわせた特別対策支援金の予算額につきましては、既に措置済みの5億円と、今回提案の補正額3億円の合計8億円となります。

5の見込件数につきましては、第1次支援金の実績等を踏まえ、法人750件、個人事業主1,700件を見込んだものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 それでは、これより質疑を行います。

初めに、議案第78号 水戸市森林公園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は挙手を願います。

安藏委員。

○安藏委員 ただいま詳細な説明をいただいたところでございますけれども、委員長、ぜひこれ、委員の皆さんにお諮りいただいて、現場視察ということでお願いできればと、現場を見たいものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 視察の前に、いろいろ質問してからでしょう。何もしないでいきなり視察を諮っちゃったんでは……

○飯田委員長 現地視察については、また全部終わってから。

○渡辺委員 うん、いろいろ論議しないと。

〔「先に少し進めて」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今回、この森林公園の議案が出ております。私も一回ちょっと実際に見てきたんですよ、どういものかと思って。あまり使われていないなという印象がありまして、それでこれの活用というようなことですが、公募しても、なかなか借りる人はいないのかなというのが私の実感なんですよ、実を言うと。それで、いろいろお聞きしたいのは、この全体の利用状況というのは、先ほど集会室は年に1回とかという話がありましたが、残りの施設についてはどういう利用状況になっているのか。その辺のところの数字がもし分かるのでしたら、教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 ただいまの渡辺委員からの施設の利用状況についての御質問ですが、自然環境活用センターの中には、今回議案として御提案いたしました集会室と、もう一つ、研修室という部屋がございます。集会室につきましては、先ほど御説明しましたとおり、平成28年度から令和2年までの5年間で申請件数は7件という状況でございます。5年間の累計でございます。ホールの左手の研修室につきましては、同じく平成28年度から令和2年度までの利用状況、5年間の合計で165回、年平均で33回という利用状況でございます。ここの利用につきましては、陶芸を目的とした活動に利用されておりまして、森林公園で主催の陶芸教室のほか、七面焼を作る七面会の活動に利用されているという状況でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ありがとうございます。

そうすると、今回上程された議案の中の集会室は、5年間の中で7件しか使われていない。また、研修室のほうは5年間で165回、1年当たり33回利用されているというようなお話だったと思うんですね。これは、研修室のほうは陶芸で七面焼というようなことでしたよね。特化しているというのがこれでわかりますよね。そのほかは使われていないの。そのほかになんか団体が使っているの、ここは。そのほかにも使っている人はいるんでしょう。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 研修室につきましては、部屋の中に陶芸のいろんな道具なんかセットされておりまして、陶芸にのみ使用している状況でございます。市が主催するイベントのときの休憩室として、一時的に自主活動の範囲の中で使うことはございますけれども、申請された利用としては、陶芸以外の目的では使用されておりません。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 外観、周りにちょっと木々がありますよね。何となく雰囲気はややもすると暗い感じにして、一般の人が使いたいと思うようなところではないなというのが実感だったんですね。

集会室のほうは議案として出ているわけですが、公募と言っても、なかなか一般の人が使いたいと

いう反応というか、それに対して私も使いたいという人がいるかいないか分からないんですけども、地元のほうでは、ここについては、何か使いたいなというようなお話が出ているんですか。そういうきっかけがあって、これ、議案として出てきたのかなというふうに私は推測をしているんですけども、その辺の動きはあるんですか。ただ、期待をして公募しますと、これだけ金かけてやって、誰も応募しませんでしたなんていうわけにはいかないよ、これ。という気がするんですけども。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 民間事業者による利用方法といたしましては、森林公園の設置目的に沿い、しかも第6次総合計画に位置づけております、森林公園周辺の魅力づくりの推進、これに寄与する内容というふうに想定をしております。森林公園の周辺の山根地区では、水戸観光果樹園組合が、梨、リンゴ、ブドウ等を生産しておりますが、大変高齢化しております、自らによる6次産業化等の事業展開がなかなか難しくなっております。このような中で、一部の農家によって、市内の民間事業者と連携して、観光客向けの農業体験や、また、試験的ではございますけれども、ワイン用品種のブドウ栽培に取り組んでいるというような、果樹農家と民間事業者が連携した新たな展開を模索するような動きが出ております。こうしたことから、公募に際しましては、山根地区の果樹農家や森林公園と関わりのある事業者に興味を示していただけるものと考えております。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私も急に公募して、はい、借りますなんていう声が上がるとは思えないの。やっぱり何かそういう、あそこの地元で梨とかブドウとか、いろいろ果樹園組合が頑張っていますよね。あそこでやっているお祭りなんかにも出てきてやっていたので、恐らく地元の活力ある事業者、そういうものに資するような事業の展開を考えているのかなとは、あそこを見てちょっと感じたんですよ。ですから、そういうものを踏まえると、今ブドウをつくりましたと、でもブドウ単品だけで売っていたのでは商売にならないというような、これだけいろんなブドウ出していますから、その6次産業化をしっかり考えなきゃいけないのは、時代の変わりようなんです。そういう意味では、私は先進的な果樹園組合の人たちのお考えなのかなというふうに感じておりますので、金額は幾らで貸すんだか知りませんが、その辺のところ合致すれば、これはいざ仕方がないのかなという気がいたしております。

今、現地を見たいというお話もありましたから、そういうのを踏まえた上で見てくるのもいいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、私は、この議案には同意をしたいと思っております。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 私もこの民間活力の導入を図るということはすばらしいことと思っておりますし、そういうことを願ってまいりましたので、賛成の立場からなんですけれども、先ほど御説明がありました、5年間で7件、少ない数ですけども、こうした方の利用はどんな内容なのかというのと、その人たちがまた使う場合は、その代わりのものがあるのかどうかというのをまずお聞きしたいです。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 ただいまの集会室の利用状況についての御質問ですけれども、5年間の7件の内訳でございますが、親子で森林遊びの体験をする市民団体が4件、園内の森林管理をお願いしている森林ボランティアが1件、地元の果樹組合が1件、また、生け花の稽古が1件でございます。

こちらの集会室の利用が大変低いという理由でございますが、集会室については、森の交流センター、新しい建物でございますが、森の交流センターに空きがない場合に御案内をしているという状況でございます。団体利用のお客様も、施設が新しいこと、トイレがきれいで十分な数があることから、まず交流センターの利用を希望なさいます。そうしたことから、休憩などの目的で部屋の専有使用を希望するお客様につきましては、森の交流センターを御案内できることから、来園者への影響というのは限定的だというふうに考えております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 それであれば心配ないというふうに認識してよろしいんですね。分かりました。

それともう一つ、民間事業者にとということなんですけれども、私も何回かもう行っていまして、見てきているんですけれども、これは和室で、貸す場合は改修するのでしょうか。それともあのまま居抜きで貸すのか。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 事業者による改修を想定しております。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 先ほどの安藏委員の現地視察という話に関しましては、百聞は一見にしかずでございますので、現状を見るのも得策なのかなというふうに思いますので、それは意見とさせていただきます。

質問させていただきたいのは、この集会室に関しましては、動線ですとか、あと、セキュリティの面で考えても、この建物の中でここだけ独立して使用することが可能なのか。もしくは開館時間とか、例えば仮に民間に貸し出したときにも、時間というものに関しても通常の森林公園の開園時間とあわせて依頼するのか、その辺はどういった状況ですか。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 この貸出しにつきましては、森林公園の設置目的を外れない範囲というふうに考えておりまして、森林公園条例の範囲内での利用というふうに想定しております。したがって、施設の利用時間としましては、森林公園条例施行規則に定められている午前8時30分から午後5時15分までということ想定しております。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 条例の範囲内であるということがあると思うんですけれども、例えばですけれども、例外規定とかを一応設けておいて、民間事業者さんが幅広く、また特色を持ってやる場合には、例えば農業とかでいえば、今もう稲刈り等も始まっていますけれども、開始時間とかいろいろなところがあると思いますので、そういったところは多少の幅を持たせるのも一つの民間活力を引き込むための、気を留めてもらうための一つの施策なのかなというふうにも思います。

あと、先ほど五十嵐委員からもちょっと質問がありましたけれども、民間活力導入を図るということで、例えば同地区内と言うと、過去に旧山根小学校の件がありました。あそこも一度公募を出したけれども、決まらずにいて、また耐震補強等で大分大きな額を支出して、現在利活用を図っていただいている。その成果も出てきていると思いますけれども、ある程度現況のままですというところが、見ていただいた方からはお話がありましたけれども、ただ単に和室の部屋ということでございますので、例えばこれから6次産業化の話なのか、もしくは別な事業タイトルも考えられると思うんですけれども、可能な限り、そういったところも意識をして、今回の条例改正に関しての部分ではないんですが、その後、民間を引き込むという意味で考えると、今、経産省のほうでもそういった事業再構築の予算とかいろいろありますけれども、そういうのにあわせて、あるいは呼び込めるような、そういった施策も必要なのかなというふうに思います。

そしてもう一つ、この間説明の中であったかもしれないですけれども、森林公園全体の今の利用数というのはどのぐらいでしたっけ。何万人ぐらいなんですか。

○飯田委員長 深澤農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 森林公園の来園者数の御質問でございますけれども、コロナ直前の令和元年度におきまして、19万9,000人ございました。これは、東日本大震災以降でだんだん伸びて、最も多い数字でございました。

水戸市森林公園再整備プログラムにおきましては、令和5年度の目標を25万人と設定して伸びていたところでございますけれども、このコロナ禍におきまして、令和2年度は12万6,000人という状況でございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 今、数字のほう教えていただきましたけれども、本当に多くの市民の方、また、市外の方も含めて、また親子連れ等も多く、来園していただいているというエリアだと思います。ですので、そういったニーズと相まれば、例えば6次産業化のほうの話ですとか、あとは最近ですと、トレイルランニングのほうの民間事業者さんとかも森林公園を積極的に使用していただいたりというのも聞いておりますし、様々な商機があるんだと思うんですよね。また水戸にとっても大きな魅力創出が、これだけの来園者が通年で来ているというのは、水戸の中でも、偕楽園は一時期になってしまうというのもありますので、すごい数値だというふうに思っております。そこをぜひうまくコーディネートしていただいて、民間の方をぜひうまく引き込んでいただいて、魅力創出につなげていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、もう一つ、これは意見なんですけれども、陶芸のほうで使用していただいている場所に関しまして、165件、年平均で33件ということでしたけれども、果たしてこれが多いのか少ないのかという話もあるんだと思うんですよ。市内全域で考えたときに、例えば私の地元の渡里の近くだったら、長者山荘でも陶芸ができたりとか、陶芸ができるところってほかにもあると思うので、その辺について、今回はもちろん集会室の話だけなので、こちらの話で考えてはいくんですけれども、もう少し広いエリアで、もしかしたら既存の箇所を少しボリュームを増して今どきに改修したりして、そこに人を寄せて、そこがもう少し稼働するようにするとか、そうすればここも含めて民間活力を活用できたりとか、そういう全体を見ながらという考えも一つあってもよろしいのかなと思います。これは意見なので、私としても賛成の立場で考え

ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 先ほどは先走ったような話をして、大変失礼いたしました。

正直、私も現場へ行こう、行こうと思いつながら、なかなか時間がなくて行けなかったんですけども、今、聞きましたら、19万人、約20万人近い方が森林公園に来ているということで、本当に一時期から比べるとかなり増えたのかなと、それだけ魅力ができたのかなという感じで見ているんですけども、今、小泉委員の言っていたことと私も近い意見ですけども、例えば大きな図面があつて、ここへこういう募集をしますよと、そうすると、その施設の改修という話も当然出てくると想像しているんですけども、そういう部分について全て事業者負担でやるということは、加工関係のこととか、それでいいのかなという思いがあります。その地域のランドデザインの中で、この施設がこれからどういうふうに伸びる可能性があるのか考えながら、このことに対してはぜひ進めていただきたいなと思います。

そういうことで、答弁は結構ですけども、今、小泉委員、かなり踏み込んだ発言されたので、そういうことでよろしく願います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 この際、委員の皆様にお諮りいたします。先ほど安藏委員から御意見がありました、森林公園自然環境活用センターにつきまして、付託議案の審査のため、当委員会として現地視察を行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい、よろしく願います」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○飯田委員長 それでは、委員会を再開します。

森林公園の現地視察につきましては、明日の委員会冒頭に実施したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、明日の委員会は、午前9時30分に委員会室において開催した後、現地視察を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、議案第81号 水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 まず最初に、青果荷さばき所ですか、これはちょっと分からないので、どのような使い方をするのか教えていただければと思います。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 青果荷さばき所につきましては、買受人が青果部の卸業者から買い入れた物品を小分けにする作業をする場所、荷さばきをする場所であります。そこからトラックに積み込むというような場所でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 そういう意味だと思えますけれども、今まではそうすると、これができるまではどんなふうにしていたんですか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 現在は、青果棟周辺の空いている場所とか、駐車場、それから軒下等を利用して作業しているような状況でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 行ってきたんですけれども、もうできていますよね、しっかりね。これは月額で使用料が310円。どういう、何社かが使ってということなのか、その辺のイメージがわからないんですけれども。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 青果荷さばき所につきましては、工事が終わりました、現在、引渡しを受けて、10月1日から使用ということで考えております。

青果荷さばき所の使用料の310円の根拠でございますけれども、こちらはトータルの整備事業費から国補とか補助金を引いた額に償却率を乗じまして、算出した金額になります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 これは何社ぐらいが使うんですか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 使用に当たりまして、卸業者が1社で受けます。その後、仲卸等の業者が3社ぐらいで使う予定になっております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 1か月310円というふうに……

〔「1平米当たりで」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員 1平米当たりか。そうすると、これ、全体的にはどのぐらいなんですか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 施設の面積が約82平米でございますので、月当たり換算しますと、大体10万円強ぐらいの金額になります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 中もしっかりと、すごく頑丈にできているんですね。車か何か入るといことですかね、中にも。建物の中のほうもすごく強固にできていたもので、そういう感じですか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 トラック等の出入りと、中でフォークリフト等の作業を行いますので、建物自体は頑丈に造ってあります。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません、ちょっと確認で、今の五十嵐委員の質問に関連するんですけども、まず、こちらは市の支出で建物を建てているんですけど。それとも地べただけ貸している話になるんですか。教えていただければと思います。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 こちらの建物につきましては、市のほうで施工という形になります。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 それで、市のほうで国庫負担とかも受けたということですけども、全体で幾らかかったのですか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 全体の整備事業費は5,600万円になります。今回の事業につきましては、国庫補助金は入っておりません。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、その建設にかかった5,600万円の費用に、減価償却率を掛けて、それを使用するであろう方々に、面積で単純に割って、それで平米当たり月額310円が出てきたという考え方よろしいですか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 基本的には、事業費に減価償却率を掛けて、それを面積で割って1平米当たりを出しまして、それを12で割って月額を出しております。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 1年の12か月ということですか。それを何年で割っているのかというのが1つと、あとはそこにどうしても建物を建てた後って、維持修繕費等を考えていかなくちやならないと思うんですけども、そこまで含まれている数字なのか。それは踏まえていない数字なのか、教えていただけますか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 こちらの建物の耐用年数は30年というところで計算しております。

それから、維持管理につきましては、電気代とか、通常のコストはその使用者が支払うということです。大きな修繕等は、基本的に市のほうでやるということで考えております。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、30年で割っているということでもいいんですね。30年で割ったものをさらに12か月で割ったのが310円という話だと思うんですけども。

あと、今、市のほうで修繕のほうは考えていくという話なんですけれども、それは今回のこの金額には一切入っていないという考え方よろしいですか。そのときが来たらやるということで。分かりました。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 この事業については、市場整備の基本計画に基づいて、一つ一つ優先順位をつけてやっていた中で、要望の声があったというのは聞いております。それで、全国の公設地方卸売市場へ行っても荷さばき所がなくて、道路でやっていたりしているのをよく見ているんだけど、やっぱりこういうのは人が食べるものなんだから、しっかりしたそういう設備を整えて、安心・安全な食を提供するのが基本だと思っていますので、ぜひこれは積極的に進めてもらうと同時に、中の清潔感とか、そういうものをしっかり利用者に話してもらって、ややもすると段ボールの切れ端とか何かがありますよ。そういうものをきれいにするということも大事なことから、やってください。

それで、これ、いわゆる買受人だから、お店をやっているような人が買いに来るわけだね。そうすると、これ、仲卸の人のところから買ったものをここでさばくわけなのか。そここのところ、ルートを教えてくれる。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 こちらの建物については、青果部の卸、買った品物がこちらに運ばれてくるような形になります。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、仲卸もそこで買ったりするの。卸から仲卸に直接行っちゃうわけなのか。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 仲卸には直接出向かないです。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 水産のほうの荷さばき所をつくって、あそこはもう冷房がかかっているよね。じゃないと、鮮度があるし。今、市場といえども競争だから、本当に。しっかりしたそういう体制を整えていないと、市場変えられちゃうよ。大型商業施設が、今までここで買っていたのを、別の市場から買うとなったら、もうそれで売上げ半分減になっちゃうんだから。卸すほうのそういう声もよく耳に入れて、しっかり対応してくださいね。一応この議案については同意をいたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第81号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第7款（商工費）について、質疑のある方は発言を願います。

小泉委員。

○小泉委員 資料の4番、5番のところで、見込件数でございますけれども、先ほど説明もあったと思うんですけども、この法人750件、個人事業主1,700件というのが、第1次のときの申請のほうの数字ですか。もう一度教えてください。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 今回の件数の見込みに当たりましては、一次支援金の実績が、法人で747件、個人で1,602件となっておりますことから、それらに基づいた形で今回見込んだというところでございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、ちょっと遡るんですけども、第1次の際の予算5億円、このときの見込みというのはどの程度だったのでしょうか。それと、その基になる数字というのはどういったものだったのでしょうか。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 第1次支援金につきましては、予算額が5億円でございます、法人が1,000件で2億円を見込みました。個人事業主が1,500件で1億5,000万円、加算金で1億5,000万円を見込んで、合計で5億円という予算を措置したところでございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 そのときの基になる数字というのは、どういった積算だったのでしょうか。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 そのときの積算につきましては、当時、コロナウイルスの関係で、1月、2月に県の時短要請が出ている中で、県の協力金等の支給の件数等であったり、市独自で行いました休業協力店舗等の支援金の支給件数といった実績等を踏まえて積算したところでございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 あと、第1の際の実績で、法人が747件、そして個人事業主が1,602件ということなんですけれども、申請を上げたが支給に至らなかった方々の数字というのはあるんですか。要件を満たさなかったということです。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 基本的には、申請いただいた方については、適用しているという状況でございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 それだと、申請の前段階で条件を満たさなければ、もう申請すらも上げてきていないという状況なんですかね。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 答弁のほうが不足しておりますすみません。

申請を受け付ける前の時点で、事業者から相談をいただいて、例えば売上げ減少率が50%以上になっていないとか、そういった方については、当然申請していただいても給付できませんので、そういったケースはございました。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 細かくて申し訳ないんですけども、相談件数というのは別に取ってはいないんですか。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 申し訳ございません。相談件数までは把握できてございません。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 やはり行政で対象となる見込みの件数を出すというところが、もちろん出していかなくちゃならないんですけども、第1次で欲する方々、またそのぎりぎり申請にならないでしまった件数というのも多分あるんだと思うんですね。そこをまた第2次でも、第1次で受けた人たちだけに出すというよりは、本当に困窮しているところにこの基準を設定して、申請いただいた方には出していく、施していくというのが目的になってくるというふうに思います。

また、減少という部分も、前年、前々年ということでございますので、コロナ禍になってからということと両方あると思うんですけども、きちんと見込件数というのは、今の状況ですと商工会議所のほうとの連携だとか、あとは金融機関との連携というのもあると思うんですけども、ぜひ積極的に救っていく、施していくというのが第一の目的であると思いますので、そこを注視していただいて、しっかりと予算が執行されていくように期待をしたいと思います。

あと、こちらの周知方法というのを最後に、どのような形で周知するのか、第1次から第2次に向けて新しく周知を増やすとか、何かあれば、お聞かせいただければと思います。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 周知につきましては、速やかに開始したいと考えておりまして、当然、市のホームページ、SNS等各種媒体を活用することはもちろんですけども、委員がおっしゃられたように、水戸商工会議所などの各種団体にも制度の周知のほうを依頼する。さらには、様々な団体にもお願いをして、広く周知できるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 最後に、今、全国的に問題視されているのが、不正受給をした人もほかの地域にはいたというふうに聞き及んでおりますけれども、水戸市においては、この第1次において、そういったことは1件もなかったというところよろしいでしょうか。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 申請受付をしている中で、不正受給がないものと判断しております。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、第1次、第2次とありますけれども、そもそも事業所、あるいは個人事業主というのは、水戸市内で何社ぐらいあるのか。分かれば教えてください。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 国の統計になりますけれども、経済センサスというものがございます。それによりますと、市内の事業所が約1万3,000件というふうになってございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 これは事業所のほうですか、それとも個人も合わせて1万3,000件ですか。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 法人，個人合わせての数字になります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 それから，第1次で法人747件，個人1,602件ということですがけれども，飲食店とかいろんな職種があると思うんですけれども，内訳というのは結果としてもう出ているんでしょうか。分かれば教えてください。

○飯田委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 第1次支援金の受給者の業種でございますけれども，それは様々でございます，主な業種として多かったのは飲食業で，約35%が申請されています。そのほかに，卸売・小売で約10%と，そのほか理美容とかで約7%と，業種としては，そのような形になってございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 この議案も，本当に困っている方の救済というようなことで，大変大事なのかなと思いますので，賛同していきたいというふうに思います。

本会議でもちょっと話したんですけれども，要は受け取る側のいわゆる環境に温度差がありますよという話だと思うんですよ。例えば，同じ売上げ，100万円の方がいたとしても，自分のうちで，自分の部屋で，いわゆる人を使わない，家族だけの事業所で50%減と，家賃を払って人を使ってやっていて50%減では，全然環境が違いますよね。

私が一番心配しているのは，やむにやまれないような事態に追い込まれた場合，本当に水戸市のほうで相談した場合，相談に乗ってくれるんですかということなんです。金あげているんだから，それでいいやとなっちゃうと，日本人の心が貧しくなりますよ，そういうことを繰り返していると。本当に困ってしまった人に対してどうするんだということをこの間聞いたつもりでいるんですけれども，こういう補助金があるから大丈夫だというような答えだったんです。私としては，これは商工行政だけでなく，一般の市民生活でも全く一緒のことなんです。今，水戸市で行っているものが，例えば生活保護なんか行政のサービスの一つだと勘違いしている方がたくさんいる。それは完全にお金というものを通して，考え方とか，恥の文化とか，そういうものがどんどん失われているんじゃないのかなと危惧しているんですよ。

そういうことをちょっと本会議で質問したんですけれども，私はいずれにしても，本当に困っている方，商工業の方，また，新たなことにチャレンジしようとしている方，そういう業態，業種の方に対して，しっかりしたサポートなり，そういう体制をつくっていただければなということを要望しておきます。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 私も要望させていただきたいと思います。

このように対象者も給付額もしっかり決まっていますので，これは覆すことはなかなか難しいと思っています。ただ，先ほどもお聞きしましたように，対象になっている方は飲食店が多いということですが，その飲食店というふうの一つのくくりになってしまう。確かに国とか県の時短協力金も，8時半まで営業しているところと，8時までのところでは極端に違っているわけですね。やはりそういうぎりぎりのところ，線引

きは必要なんですけれども、本当に困っている、苦しんでいる人がいると思うんです。50%減まではいかないけれども、30%、40%減をずっと続けている人は、長いコロナ禍の中で本当に悲鳴を上げていると思いますので、そういった本当に救ってあげたいというところに対して目を向けていただいて、施策を実施していただければと思いますので、要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第87号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案についての質疑は、議案第78号に関する質疑を除き終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前9時30分に委員会室において開催した後、現地視察を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 議案とは関係ないんですけれども、冒頭、委員長がコロナ対策のために、執行部は議案に関係ある人たちだけが来たということでしたけれども、私の意見なんですけれども、今、例えば役所の窓口で、コロナ禍なので人数がいませんからまけてくださいなんて、そんなこと言うような役所の体制、方針ではないと思うのよ。

この常任委員会にしても、コロナ禍でも先頭に立って、何とか頑張ろうというような委員会でなくちゃいけないと思うので、執行部のほうからきつと言われてたんでしょうけれども、もう少しそういう熱い思いをぶつけていただきたいなと思いますよ。関連がないとは言えないんだよね。例えば農業関係だっていろんな形で関連性があるところが出てくるんで、できれば私は、しっかりした、コロナにも負けないという執行部の気概を見せてもらいたいなということを意見として述べておきます。

○飯田委員長 それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時59分 散会